

輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する告示案 新旧対照条文

○輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物（平成十二年通商産業省告示第七百四十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 (略)</p> <p>二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（3及び4の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）</p> <p>1 5 7 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（5及び6の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）</p> <p>1 5 7 (略)</p>

○輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物の一部を改正する告示案 新旧対照条文  
 ○輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物（平成十三年経済産業省告示第七百五十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物</p> <p>輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>四～十九 （略）</p>	<p>輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物</p> <p>輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 輸出令別表第一の七の項（十六）に掲げる貨物であつて、貨物等省令第六条第十七号イ（二）に該当するもの</p> <p>五～二十 （略）</p>

貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物の一部を改正する告示案 新旧対照条文

○貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物（平成二十一年経済産業省告示第三百七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一・二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>三 貿易外省令第九条第二項第十四号ハの規定に基づき経済産業大臣が告示で定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1ゝ8 (略)</p> <p>9 輸出令別表第一の十六の項の中欄に掲げる貨物</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 貿易外省令第九条第二項第十四号ロの規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるプログラムは、前号の2に該当するものとする。</p> <p>四 貿易外省令第九条第二項第十四号ハの規定に基づき経済産業大臣が告示で定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1ゝ8 (略)</p> <p>(新設)</p>

輸出貿易管理令第四条第一項第六号の規定に基づき、貨物の仕様及び市場における販売の態様からみて特にその輸出取引の内容を考慮する必要がないものとして経済産業大臣が告示で定める貨物を廃止する告示案

○輸出貿易管理令第四条第一項第六号の規定に基づき、貨物の仕様及び市場における販売の態様からみて特にその輸出取引の内容を考慮する必要がないものとして経済産業大臣が告示で定める貨物（平成二十二年経済産業省告示第四十四号）

改正案

現行

廃止

輸出貿易管理令別表第一の九の項（七）から（十）までに掲げる貨物であつて、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するものうち、次のすべてに該当することが当該貨物の製造者、販売者又は輸出者によつて書面により確認できるもの

一～三（略）